

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 2 9 日

各 

〔	都 道 府 県	〕	衛生主管部（局） 御中
	保 健 所 設 置 市		
	特 別 区		

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」  
の改定について

今般、国立感染症研究所において、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」が改定されましたので、お知らせいたします。  
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200529.pdf>

なお、主な内容としては以下の通りです。

- ・濃厚接触者については、速やかに陽性者を発見する観点から、すべて検査対象とすること。なお、陰性だった場合にも 14 日間は健康観察が必要であること。
- ・無症状病原体保有者の濃厚接触者についても健康観察の対象とし、検査についても有症者の濃厚接触者と同様の対応とすること。  
※無症状病原体保有者の感染可能期間は、陽性確定に係る検体採取日の 2 日前から入院等開始までの間とする。

以上